

堺市パートナーシップ宣誓制度を拡充します －ファミリーシップ宣誓を導入－

堺市では、性的少数者の方々の多様な家族のあり方を尊重し、性の多様性について一層の理解促進を図るため、本市パートナーシップ宣誓制度を拡充し、子や親を含めたファミリーシップ宣誓を導入することとなりました。

このたびの拡充により、本人だけではなくその子どもや親も含めて宣誓を行い、宣誓書受領証の交付を受けられるようになります。

本市では、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に対して、本市が宣誓書受領証を交付する「堺市パートナーシップ宣誓制度」を平成31年4月から実施しており、全ての人が自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて取り組んでいます。

1 制度の概要

堺市パートナーシップ宣誓制度に、一方又は双方の子や親も含めて宣誓するファミリーシップ宣誓を導入します。

2 制度の特徴

○パートナーシップの関係にあるお二人が宣誓した場合は、「堺市パートナーシップ宣誓書受領証」を交付し、パートナーシップの関係にあるお二人に子や親を含めて宣誓した場合は、「堺市ファミリーシップ宣誓書受領証」を交付します。

○ファミリーシップの宣誓で、希望する場合は、子や親にも「堺市ファミリーシップ宣誓書受領証」を交付します。

3 運用開始日

令和6年4月1日（月）

4 パートナーシップ宣誓・ファミリーシップ宣誓で利用できる制度について

- ・市営住宅への申込
- ・空き家の購入費用の一部を補助（堺市子育て世帯等空き家活用定住支援事業補助金）
- ・犯罪被害者等支援制度（犯罪被害者等支援金支給制度、日常生活支援など）
- ・市職員の特別休暇（結婚、介護、忌引休暇に、新たに出産サポート休暇、子育てパパ休暇、保育所送迎等休暇、子の看護休暇を追加）
- ・堺市立総合医療センターでの対応（面会や手術同意を患者が求めることができる。）※

※堺市総合医療センターと同様の扱いを受けられる大阪府内の公立病院を堺市ホームページで公表します。

大阪急性期・総合医療センター、市立池田病院など 11 施設

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課 電 話：072-228-7159 ファックス：072-228-8070
----------------------------	---